

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



TAINSの具体的な利用

〈弁護士会役員の交際費訴訟〉

谷 信洋 (麻布)

はじめに

弁護士業を営む弁護士が、弁護士会の役員としての活動に伴い支出した懇親会費、役員選挙関連費用等が事業所得の金額の計算上必要経費になるか、また、消費税法の課税仕入れに該当するかが争われた事案で東京高裁は平成24年9月19日に、原判決(平成23年8月9日東京地裁)のうち一部の支出を必要経費と認め判決を言い渡した。

1、**裁決(平成21年3月24日) F0111320**

今回の控訴審の前提となる裁決は、TAINSの税法データベースでは「所得税」**【裁決、法令コード F011320】**で検索することができ、仙台国税不服審判所の平成21年3月24日のもので、この裁決では、弁護士会の役員就任の際の顧問先等への記念品及びあいさつ状は役員就任により弁護士としての法的サービスがおろそかになっていることを詫言、また役員退任のあいさつ状には本来業務に専念し始めている旨の記載があることなどから、これらに関する支出は広告宣伝を目的とする必要経費と認めている。

2、**原審判決(平成23年8月9日 東京地裁) Z88811602**

事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、所得税法第37条第1項において「事業所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他事業所得を生ずべき業務について生じた費用の額(一般対応の必要経費)」とする旨規定している。また、所得税法第45条第1項第1号において、家事上の経費及びこれに関連する経費(以下「家事関連費」という)は、原則として、必要経費に算入することができない旨規定している。そして、所得税法施行令第96条は、家事関連費のうち、①その主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であるり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができるとき、また、②青色申告者については、取引の記録等に基づいて所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分がある場合には、これらの部分は必要経費とされる旨規定している。

3、**控訴審判決(平成24年9月19日 東京高裁) Z88811685**

原審判決が、「ある支出が必要経費として総収入金額から控除されるためには、客観的にみてその支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解されている。」と判示していたが、高裁判決では「所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であること」を「事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」に改めた。

また、一般対応の必要経費の該当性は、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあり得るべきであるとし、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、「直接」という文言の意味も必ずしも明らかでないことからすれば、被控訴人の主張は採用することができないと判示している。

そうすると、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費とされる旨規定している。そして、弁護士会等の役員等としての活動が控訴人の「事業所得を生ずべき業務」に該当しないからといって、その活動に要した費用が控訴人の弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというものではない。なぜなら、控訴人が弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、これが、先に判示したように、控訴人が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当するといえるからである。

4、**税務雑誌目次検索**

裁決や判決を検索すると、関連雑誌目次が表示されるが、この事例では10月15日現在、図1のようになっている。

税務雑誌目次検索では、掲載雑誌の該当号、該当頁が分かるので、該当の雑誌を持っていくなくても公益財団法人日本税務研究センターの図書館を利用すること

(図1)

F0-1-320	平成21年3月24日裁決	18件
Z888-1602	平成23年8月9日東京地裁	9件
Z888-1685	平成24年9月19日東京高裁	0件

の図書館を利用すること
で評釈等を参照できる。

おわりに

公益財団法人日本税務研究センターのホームページでは、雑誌目次検索の収録雑誌のうち「税研」が152号から、「税務事例研究」が113号から誰でも閲覧ができる。なお、同財団の賛助会員(年会費15000円)になると「税研」125号(最新号)、「税務事例研究」74号(最新号)、「日税研論集」(全号のWEBでの参照、大崎の日本税理士会館にある図書室資料の貸出サービス(郵送貸出含む)、図書室資料の貸出予約、各種税務書籍の必要頁の郵送サービス(20枚まで1000円)及びFAXサービス(10枚まで1000円)を受けられることのできるため、TAINSとの並行利用が望ましい。

掲載雑誌の該当号、該当頁が分かるので、該当の雑誌を持っていくなくても公益財団法人日本税務研究センターの図書館を利用すること

03-5496-1416

これまでのご経験と実績。
顧問先の経営改善に、
もっと活かすべきです。
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

提案型会計事務所へ、
MJSがバックアップ!

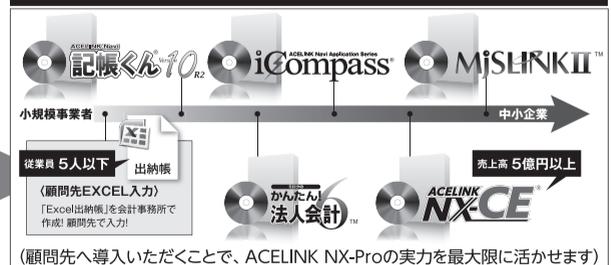


●ACELINK NX-Pro, ACELINK Navi 記帳くん, iCompass, MJSLINK II, ミロクのかんたん! 法人会計, ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

経営提案できる会計事務所へ。
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連携して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、経営分析-決算予測-資金繰計画-利益計画のPDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789